上田市自動体外式除細動器(AED)貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が参加する行事において、その参加者等が突然の心停止 状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、行事を主催するものに自動体外 式除細動器(以下「AED」という。)を貸出すことについて、必要な事項を定 めるものとする。

(貸出場所)

第2条 貸出しを行うAEDは、健康推進課で管理し、次の施設に配置する。

施設名	住 所	配置数
ひとまちげんき・健康プラザうえだ	上田市中央6丁目5番39号	3台
丸子地域自治センター丸子保健センター	上田市上丸子 1600 番地 1	1台
真田地域自治センター真田保健センター	上田市真田町長 7199 番地 1	1台

(貸出対象)

- 第3条 AEDの貸出しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - (1)市が主催(共催を含む。) する行事
 - (2) 市が後援・協力する行事
 - (3) その他、市長が認めた場合

(貸出条件)

第4条 AEDの貸出しの条件は、原則として医療従事者又はAEDの取扱いを含む救命講習等を修了した者が行事の開催期間中、会場に常時配置されていることとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(貸出申請)

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者(以下「借受希望者」という。)は、 原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から1週間前の日までに、自動 体外式除細動器(AED)借用申請書(様式第1号)に、必要な書類を添付して、 市長に申請しなければならない。

(貸出決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出 しの可否を決定し、その旨を借受希望者に通知するものとする。

(維持管理)

第7条 前項の規定により貸出しの決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、

AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、AEDを申請した目的以外に利用し、又は転貸してはならない。

(費用負担)

- 第8条 AEDの貸出しは無償とする。
- 2 貸出し期間中におけるAEDの運搬等に要する経費は、借受者の負担とする。
- 3 パッド等の消耗品を使用した場合には、借受者の負担により交換するものとする。

(返却)

第9条 借受者は、貸出期間の満了後、速やかにAEDを返却し、自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (損害賠償)

- 第10条 借受者は、故意又は重大な過失によりAEDを亡失し、又は損傷させた と市長が認めるときは、現品、又は市長が相当と認める金額により賠償するもの とする。
- 2 AEDの使用に故意又は過失があったことにより損害が生じても、市は、その 責めを負わない。

(貸出中止・返環)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、AEDの貸出 しを中止し、返還させることができるものとする。
 - (1)借受者が、AEDを使用しなくなったとき。
 - (2)借受者が、この要領に違反したとき。
 - (3)前号に揚げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

附則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。